



納税

ご理解ご協力をお願いします

町税などの徴収強化を進めます

町では、町税の納期限が過ぎても未納の人には督促状や催告書を送り、納税をお願いしていますが、まだ納めていない人を対象に11月・12月の2ヵ月間、役場管理職と担当職員による町税特別滞納整理班を編成し、町税の滞納整理と徴収を実施しています。

町税を納期限が過ぎても、督促状や催告書をそのまま放置しますと**延滞金**などが発生します。納期限内の納付について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の廃止や休止などの事情により町税の納付が困難な人は、役場財務課税務室へご相談ください。

納税は自主納付が原則です。で、納付書の裏面に記載してあります金融機関などで納めてください。また、しのめ信用金庫総社吉岡支店（フォリオ吉岡ショッピングセンター内）で平日および土・日曜日、祝日も午後5時まで納税できますので、送付してある納入通知書を持参

してご利用ください。

なお、徴収強化策として、訪問徴収や文書催告などを行っても、納税に誠意が見られない滞納者の人には次のような処置で取り組んでいます。

① 預貯金・不動産・売掛金などの差し押さえの執行

	H17	H18	H19	H20	H21
預 貯 金	27	51	27	43	22
その他の債権	0	5	3	4	1
不 動 産	7	17	24	16	10
合 計	34	73	54	63	33

*平成21年については10月末現在

② 公売の実施（差し押さえ財産を公売し、その代金を町税の未納分に充てる。）



滞納者の皆さまには、納税のご協力をお願いします。

・納税は便利で確実な口座振替をご利用ください

・税金などの現金納付や口座振替の出来る金融機関は、次のとおりです

群馬銀行本支店・北群渋川農業協同組合本支所・かみつけ信用組合本支店・北群馬信用金庫本支店・東和銀行本支店・利根郡信用金庫本支店・しのめ信用金庫本支店・中央労働金庫本支店

※ゆうちょ銀行は口座振替のみ利用できます。

▼問合せ先 役場財務課税務室
54・3111（内線135）

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格（税抜き）	落札金額（税抜き）	落札率	落札業者	主管課等
72	平成21年度 電源立地対策交付金事業 町道駒小・半田線舗装維持修繕工事	吉岡町大字漆原地内	7社	4,790,000円	4,650,000円	97.1%	(株)飯塚組	産業建設課
73	平成21年度 吉岡町コミュニティセンター機械室 外扉改修工事	吉岡町大字下野田地内	6社	1,520,000円	1,300,000円	85.5%	(株)群馬ナブコ	財政課

入札日 平成21年11月11日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格（税抜き）	落札金額（税抜き）	落札率	落札業者	主管課等
条件付15	平成21年度 まちづくり交付金事業 町道駒小・半田線交差点改良工事	吉岡町大字漆原地内	3社	42,130,000円	40,500,000円	96.1%	(株)飯塚組	産業建設課

申請 1月4日～18日 在宅ねたきり老人等介護慰労金申請受付

町では、身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人等を介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼支給対象者の要件

毎年1月1日を基準日として、①～④の要件をすべて満たしている在宅ねたきり老人等を居宅において、1年以上継続して介護している人に慰労金を支給します。ただし、介護している人が2人以上いる場合は主として介護した人が対象です。

①基準日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
②介護度1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人

③施設入所者でないこと（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む）
④短期入所の利用や入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

▼支給申請期間 平成22年1月4日（月）～18日（月）午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く

（申請用紙は役場健康福祉課福祉室に用意してあります）
▼支給決定 町で定めた基準により調査し、後日通知します。

▼提出・問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111（内線151）

住宅 1月29日までに手続きを サラリーマンの住宅資金利子補給

町では、住宅建設資金などの融資を受けて平成21年中に町内に自己用の専用住宅を新築または購入した給与所得者（サラリーマン）を対象に利子補給を行います。

対象金額は融資額の300万円までとし、1.5%までの利子補給額を限度に3年間受けることができます。なお、申請は

初年度1回のみです。

▼申請方法 申請書に次の書類を添えて役場産業建設課産業振興室へ申請してください。

【添付書類】①住宅新築調書②建物平面図③請負契約書の写し④建築主事の確認通知書の写し⑤平成21年分源泉徴収票⑥住民票抄本（申請時、町外に住所を有している人）⑦融資機関（銀行など）の住宅建設資金の融資である旨の証明書
※申請書および添付書類①と⑦

表 まちづくり交付金

公 事後評価公表

駒寄P.A.スマートインターチエッジ周辺地区の整備として、平成17年度から「まちづくり交付金事業」を開始しました。平成21年度が事業の終了年度となり、事業達成状況および効果の評価を行いました。この事業評価について、町民の皆さまからご意見を承りたいと考えています。評価の原案を次により公表しますので、ご意見をお寄せください。

役場へ来庁できない場合は、町ホームページにも公表していますので、ご利用ください。

の用紙は役場産業建設課産業振興室に用意してあります。

▼受付期間 平成22年1月5日（火）～29日（金）午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く
※期間以外の受付はできませんので、忘れずに申請してください。

▼問合せ先 役場産業建設課産業振興室 ☎54・3111（内線168）

▼期間 12月1日（火）～14日（月）午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く
▼場所 役場総務政策課政策室
▼問合せ先 役場総務政策課政策室 ☎54・3111（内線126）

